

令和4年6月定例会 総務委員会（事前）

令和4年6月9日（木）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

増富委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（13時08分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（提出予定議案，補正予算案の概要，説明資料（その2））

- 議案第8号 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第9号 職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 徳島県税条例等の一部改正について
- 議案第11号 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 議案第12号 地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部改正について
- 報告第2号 令和3年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第9号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告について

【報告事項】

- 「徳島県公文書等の管理に関する条例（仮称）」骨子案について（資料1）

伊藤経営戦略部長

6月県議会定例会に提出を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の令和4年6月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回の提出案件は、議案18件及び報告10件であります。その内訳は、予算案が第1号及び第2号の2件、条例案が第3号から第15号までの13件、契約議案が第16号及び第17号の2件、その他の議案が第18号の1件、報告につきましては第1号から第10号までの10件となっております。

なお、現時点における追加提出予定議案として、閉会日に監査委員，公安委員会委員の任期満了に伴う人事案件を提出させていただきたいと考えております。

それでは、議案の順序に従い、順次、御説明いたします。

まず、予算案につきまして、お手元に御配付の令和4年度6月補正予算（案）の概要を御覧いただきたいと思います。

1 ページを御覧ください。

1，編成方針に記載のとおり、今回の補正予算案につきましては、徳島県版総合緊急対策として、アフターコロナに向けた取組の加速，未来につながる取組を強化するため、二つの柱として編成いたしました。

一つ目の柱は、（１）に記載のとおり、アフターコロナに向けた強力な需要喚起や県産品の新たな販路開拓、消費拡大など社会経済活動の回復に加え、県民生活への支援や感染症に強い徳島づくりに向けた取組を行ってまいります。

二つ目の柱は、（２）に記載のとおり、2025年大阪・関西万博を見据え魅力発信を強化するほか、スマート農業の加速、ものづくり産業の新たな雇用創出、学校を拠点とした地方創生と学びの充実など未来につながる取組を行ってまいります。

この結果、補正額といたしましては、２、一般会計補正予算規模の合計欄に記載のとおり、37億7,697万9,000円となっております。このうち補正予算第３号は19億4,000万円で、社会経済活動の回復に向けた強力な需要喚起に係るものとなっております。補正予算第４号はこれら以外で、債務負担行為を含め18億3,697万9,000円となっております。

なお、補正予算第３号につきましては、迅速な事業実施により効果の早期発現を図る観点から、開会日において先議をお願いしたいと考えております。

どうかよろしくお願いいたします。

資料２ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入でございますが、上段の表（１）に記載のとおり、国庫支出金及び繰入金から諸収入におきまして補正額を計上いたしております。

また、歳出につきましては、下段の表（２）に記載のとおり、総務費から商工費及び教育費におきまして補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、３ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、もう一度、提出予定議案を御覧ください。

第３号の条例改正は、大規模災害時において個々の被災者の状況に応じた支援体制を構築するため改正するものです。

第４号の条例改正は、瀬戸法の一部改正を踏まえ、保全地区として指定可能な区域を拡大するものです。

第５号の条例改正は、地球温暖化対策推進法の一部改正に伴い、地域脱炭素化促進施設の整備に係る手続の特例を定めるものです。

第６号の条例改正は、騒音規制法施行令の一部改正に伴い、空気圧縮機の規制対象から環境大臣が指定する機種を除外するものです。

第７号の条例改正は、公職選挙法の一部改正に伴い、選挙運動に要する各経費の限度額を改めるものです。

第８号の条例改正は、国の省令の一部改正に伴う引用条項ずれの整理をしております。

第９号の条例改正は、雇用保険法の一部改正に伴い、失業等給付に係る所要の整備を行うものです。

第10号の条例改正は、地方税法の一部改正に伴い、不動産取得税について申告又は報告を不要とするものです。

第11号の条例改正は、租税特別措置法の一部改正に伴い、引用条項ずれの整理をしております。

第12号の条例改正は、国の省令の一部改正に伴い、企業の地方移転を進めるための減税措置、いわゆる地方拠点強化税制を延長しております。

第13号の条例改正は、民生委員の任期満了に伴い、市町村の区域ごとの定数を改めるも

のです。

第14号の条例改正は、長期優良住宅法の一部改正に伴い、計画の認定に関する手数料を新設するものです。

第15号の条例改正は、省令に基づき厚生労働大臣が定める額の改正に伴い、県立中央病院及び三好病院において、紹介状のない患者が初診、再診を受ける場合の料金を改正するものです。

第16号の変更契約は、工事内容の見直しに伴い、契約金額について増額を行うものです。

第17号の請負契約は、契約金額が19億8,385万円、契約の相手方は宮地エンジニアリング・アルス製作所・ノヴィルパブリックワークス共同企業体となっております。

続きまして、報告案件でございます。

報告第1号から報告第8号までの繰越計算書につきましては、各会計における予算の令和3年度から令和4年度への繰越額を報告するものです。

報告第9号及び報告第10号の専決処分の報告につきましては、交通事故と道路事故の損害賠償額の決定及び和解に係るものでございます。

提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、その概要を説明申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は、条例案5件、報告2件でございます。

はじめに、お手元に御配付の総務委員会説明資料（その2）を御覧いただきたいと存じます。

1 ページをお開きください。

1, その他の議案等についてでございます。

1 ページから3 ページに記載の、（1）条例案5件につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、4 ページをお開きください。

（2）専決処分の報告についてでございます。アの職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分につきましては、記載のとおり2件報告させていただきます。

1 件目が、徳島市在住の方と賠償金20万9,870円で和解したものでございます。

その内容は、令和4年2月24日に県車両が駐車場にバックで駐車しようとした際、左前方に駐車していた相手車両に接触したものでございます。

2 件目が、徳島市在住の方と賠償金5万7,250円で和解したものでございます。

その内容は、令和4年3月3日に県車両が駐車場に駐車しようとした際、隣に駐車していた相手車両に接触したものでございます。

県有車両使用時における安全運転の徹底については、事故発生所属において研修を実施するとともに、ポータルサイトを通じて、改めて職員に注意喚起を行ったところであり、今後とも、職員の交通安全意識の高揚と交通法規の遵守を徹底し、交通事故防止に向け、しっかりと取り組んでまいります。

続きまして、5 ページを御覧ください。

（3）令和3年度繰越明許費繰越計算書についてでございますが、去る2月定例会で御承認いただきました繰越明許費につきましては、その後の事業進捗に努めました結果、表の左から4番目、翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、2億7,991万円に確定いたしました。

その内訳といたしまして課名と事業名を記載しております。

今後とも事業の早期完了に向けて努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

黄田監察局長

続きまして、監察局から、1点御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。

徳島県公文書等の管理に関する条例（仮称）骨子案についてでございます。

まず、1、条例の目的でございますが、①公文書等が県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることを明らかにすること、②公文書管理に関する基本的事項を定め、公文書の管理、歴史公文書等の保存、利用を図ること、③県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることとしております。

次に、2、条例の特色といたしまして、デジタル技術を利用した公文書管理のDX化により、公文書管理の業務効率化を図ることを努力義務として規定することとしております。

3、条例の骨子でございますが、総則や公文書の管理、特定歴史公文書等の保存、利用等について盛り込むこととしております。

4、今後のスケジュール案でございますが、9月定例会に条例素案を御報告させていただいた後、パブリックコメントを実施して、広く御意見をお聞きし、2月定例会において条例案を提出させていただきたいと考えております。

なお、条例施行は令和6年4月を予定しております。

監察局関係の報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

増富委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

北島委員

先ほど、監察局から御説明のあった公文書等管理条例（仮称）骨子案について、お伺いしたいと思います。

まず、骨子案について、本年2月定例会の我が会派の原議員の一般質問の一部抜粋となりますが、県が作成する公文書は事業や施策に関する重要な資料であり、県民の知る権利に應えるため、しっかりとしたルールの下、公文書は適正に管理される必要がございます。

す。公文書管理については、国の公文書管理委員会において、デジタルを活用する議論が本格化しており、本県の公文書等管理条例についてもデジタルの活用による効果とセキュリティ対策や安全性の課題を十分に検証した上で、時代に即した条例とする必要があるといった質問だったと思いますけれども、その質問に対する応答として報告されたものと認識しております。

まず、この公文書管理について、条例を制定することの趣旨、実現しようとするものについて、改めて御説明いただけますでしょうか。

美原法制文書課長

ただいま北島委員より、公文書管理について条例を制定することに関する趣旨についての御質問を頂いたところでございます。

本県における公文書管理につきましては、これまでも徳島県情報公開条例や関係規定に基づき、公文書の適正な管理に努めてきたところでございます。

今回条例化を行うことによりまして、大きく3点の意味があると考えております。

1点目につきましては、これまで実施機関ごとに別々でございました文書規程等を条例で統一的に行うことによりまして、知事部局をはじめ、各実施機関における公文書の作成、整理、保存など、公文書管理のより一層の適正化を図ることが可能となるということでございます。

2点目が、歴史的文化的価値のある公文書につきまして、特定歴史公文書等として文書館に移管し、適切に利用することを明確にします。

骨子案の目的3で明記してございます県の諸活動を、現在及び将来の県民に対し、説明する責任が全うされること、これが果たされることと考えております。

3点目といたしまして、デジタル技術を利用した公文書管理につきまして、国における議論を踏まえ、DX化に関する努力義務を規定することで、業務の効率化や県民の利便性に資することが可能となるといったことが実現するものと考えてございます。

北島委員

3点実現するということですが、今の御説明の最後のほうですが、DX化を努力義務で規定ということがありました。公文書の在り方につきましては、昨年12月の参議院の予算委員会で、岸田総理から公文書のデジタル化は大変大きな決め手になると、検討を進め、必要であれば法改正も考えたいとの答弁がありましたが、それ以降、国においてどのような議論がなされて、その議論を受けて県としてどのように考えているのかを教えてくださいませんか。

美原法制文書課長

ただいま、国における公文書管理のデジタル化についての議論はどういったものかといった点につきまして、御質問いただいたところでございます。

国におきましては、令和3年4月に公文書管理委員会にデジタルワーキンググループが設置されまして、同年7月にデジタル時代の公文書管理についてと題する報告書が公表されたところでございます。

この報告書の内容に基づきまして、国においては、社会全体の急速なデジタル化を見据え、従来の紙媒体を前提とした公文書管理のルールの見直しを行い、本年1月から2月にかけて、法施行令等の改正やガイドラインの全部改正、さらに新たな通知の発出などを行ったところでございます。

本県におきましても、公文書等管理条例の制定、施行に当たっては、このようなデジタル化に関する国の運用を大いに参考とし、考え方を整理の上、業務の効率化や県民の利便性に資する運用がなされるよう、入念に準備を図ってまいりたいと考えております。

北島委員

デジタル化に関する国の運用を大いに参考にするというところでございます。今回、本日御報告いただいた条例骨子案で、DX化について努力義務とされているのは、どういう理由があるのか、教えていただけますでしょうか。

美原法制文書課長

DX化について努力義務とさせていただいている理由についての御質問でございます。

例えば、本県の知事部局におきましては、電子決裁、文書管理システムの運用を進めているところでございますが、新たに制定いたします公文書等管理条例(仮称)につきましては、情報公開条例と同様に、地方独立行政法人や公社などを含む、多様な実施機関に適用することが想定されているところでございます。このため、現時点では努力義務として規定することとしております。

北島委員

それでは次に、条例制定までの具体的なスケジュールが示されておりますが、情報公開審査会等として示されている外部有識者への意見聴取は、具体的にどのように行うのか、その方針を教えてくださいませんか。

美原法制文書課長

ただいま、外部有識者への意見聴取についての御質問でございます。

今回お示しした骨子案に加え、より詳細な内容につきまして、さらに専門的な見地からの御意見、御提言を頂けるよう、現在使用しているという意味の現用の公文書、それから歴史文書に関して設けられている専門家による第三者機関に意見を伺いたいと考えております。

具体的には、現用の公文書管理に関する事項につきましては、情報公開条例に基づき、各実施機関の有する公文書の管理について知見を有する徳島県情報公開審査会に、歴史公文書等に関する事項につきましては、歴史的文化的な価値を有する文書について知見を有し、文書館の運営に関し意見を述べる徳島県立文書館協議会、こちらにそれぞれ意見を伺いたいと考えているところでございます。

北島委員

現用の公文書管理は徳島県情報公開審査会、歴史公文書等に関する事項は徳島県立文書

館協議会ということで承知いたしました。

それでは最後の質問ですけれども、スケジュールの中で、令和5年2月定例会に条例案を提出とありますが、施行期日を1年先の令和6年4月としている理由も教えてくださいませんか。

美原法制文書課長

ただいま、施行期日についての御質問を頂いたところでございます。

条例制定から施行までの期間につきましては、先行して公文書等管理条例を制定しております他県の例を見ますと、1年程度の準備期間を設けている例が多いところでございます。

本県におきましても、条例の確定後、条例に則した規則や実施機関ごとに新たな規程等を定める必要があるほか、各実施機関の職員が条例に基づいた運用を正しく行うことができるよう研修を実施するなど、条例の目的を果たすとともに、条例に基づく手続の実施が円滑に図れるよう、十分な準備期間が必要と考えるところでございまして、このため施行については、令和6年4月からとしているところでございます。

北島委員

やはり、きちんとした規程を作らないとお題目だけになってしまいますから、是非とも、できるだけ早くと思っておりますけれども、確実にきちんとした条例、制度を作っていただきたいと思えます。

改めて、公文書は健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源、主権者である国民が主体的に利用し得るものであります。また、公文書のデジタル化とDX化というのは、先ほどの説明にありましたけれども、日常的な業務の効率化、文書の紛失等のリスクの回避に大きくつながると思っておりますので、9月定例会での条例素案の提出に向け、先ほど御答弁いただいた外部有識者の意見を踏まえ、十分に検討を進めていただきたいと要望して終わらせていただきます。

古川委員

先ほどの政策創造部関係の委員会でもちょっとお聞きしたんですけれども、今回、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金が拡充されて、原油価格・物価高騰対応分が創設されました。徳島県にも40億円余りを限度額ということで、国から交付金が来ていると聞いております。

今回、原油価格、物価高騰ということで、今、緊急に対応していかなければならない。国の総合緊急対策の中には、生活困窮者の生活支援とか、子育て世帯への支援をはじめ、県に大きく関係する産業分野の支援ということで、農林水産業者や運輸、交通分野等の中小企業への支援をしっかりとやっていかななくてはいけないと思えます。5月臨時会、また今回の補正予算で盛り込まれているところですが、既に40億円の予算を立てたということを知っておりますので、40億円をどんなものに使ったのか、内訳を教えてくださいませんか。

福岡財政課長

委員のほうから、臨時交付金のうち、原油価格・物価高騰対応分についての御質問を頂いてございます。

委員の御案内のとおり、原油価格・物価高騰対応分につきましては、一定の予算措置がされた上で、このうち8,000億円分について、地方への交付限度額が示され、本県については約40億円というところでございます。

本県においては、こうした国の動向を踏まえまして、原油価格や物価の高騰による県民事業者への影響を鑑み、迅速な対応が必要ということで、県議会の御協力も頂きながら5月臨時会を開催し、全国に先んじる形で5月補正において予算化を図ったところでございます。

具体的には、業と雇用を守るといたしまして、事業の継続を支援する融資制度の新設、徳島県事業継続応援金の増額といった、中小・小規模事業者への支援と燃油高騰や飼料価格の高騰の影響を受けます施設園芸や畜産、漁業などの農林漁業者への支援をしてきたところでございます。

さらには、暮らしと命を守るといたしまして、低所得のひとり親世帯への給付金、生活福祉資金の貸付金の積み増し、さらには自立支援金の給付など、県民生活への支援に加えまして、オミクロン株B A. 2系統への対応、検査体制の強化を緊急的な対策として直ちに取り組んできたところでございます。

加えまして、今回提案させていただいております6月補正予算におきましては、先の5月補正などと一体的に編成いたしまして、アフターコロナを見据えた、県版原油価格・物価高騰等総合緊急対策として取りまとめさせていただいたところでございます。社会経済活動の回復に向けて、6月補正におきましては、とくしまグルメプレミアムクーポン、プレミアム交通券、プレミアム生活衛生クーポンを発行いたしまして、需要喚起を図り、事業者の支援だけでなく、県民の皆様の生活支援にもつなげるとともに、子ども食堂の未開設地域を中心とした新規開設の支援に取り組むなど、きめ細やかな支援へとつなげてまいりたいと考えてございます。

こうした取組を通じまして、5月補正においては、当該臨時交付金については約23億円、今回の6月補正で約17億円を活用させていただき、全額について積極的に活用を図っているところでございます。

古川委員

融資から始まって、かなりたくさん項目が、細かいものもありますけれども、40億円の内訳も教えてもらえますか。

福岡財政課長

融資で申しますと融資制度の創設で約6億3,000万円、事業継続応援金で10億円、農林漁業者への支援というところで3.4億円、6月補正で言いますと、グルメクーポンのほうで11.4億円、プレミアム交通券で4.1億円、プレミアム生活衛生クーポンで3.3億円という形になります。

古川委員

臨時会も開いて、執行部のほうで迅速に対応していただいているのかなと思っております。内容は大体分かりました。もうちょっと詳しく精査をしたいと思っています。

先議をしないといけないので、余り時間もないんですけれども、市町村がやる分、県がやる分というふうなことを考えてカバーしていただいていると思っております。執行については、国の交付決定前でも議会の議決等が出ていれば、着手してもいいというふうになっていますので、速やかに進めていってほしいと思います。このあたりのスケジュール感はどのように考えておられますか。

福岡財政課長

今回の6月補正において、先議をお願いいたしますクーポン事業などにつきましては、御議決いただきますと、その事業効果を極力早期に発現させたいということもございませぬ。また、グルメクーポンで言いますと、夏休みに使える状態にしておきたいと考えておりますので、それぞれの担当課がそれに向けて準備を進めているところかと思っております。

古川委員

分かりました。しっかり進めていただけるように、よろしくをお願いいたします。

増富委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（13時37分）